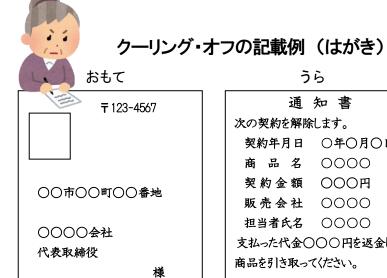
## 「クーリング・オフ制度」

「突然の訪問販売で、不要なものを買ってしまった」 「街で声をかけられて、断り切れずに契約してしまった」 このような不意打ち性の高い取引に関しては、無条件で契約 を解約できる「クーリング・オフ」という制度があります。 一定の期間内にはがき、電子メールなどで通知します。 販売方法、商品によってはクーリング・オフできない場合も ありますので、詳しくは相談室までお問い合わせください。



うら

## 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇円

販売会社 〇〇〇〇

担当者氏名 ○○○○

支払った代金○○○円を返金し、

商品を引き取ってください。

○年○月○日

多摩市○○町○○番地

氏名 〇〇〇〇

※クーリング・オフ=意味「頭を冷やす」

## 特定商取引法による クーリング・オフ期間一覧表

取引内容	期間
訪問販売※1	8日間
訪問購入(押し買い)	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供※2	8日間
業務提供誘引販売(内職・モニター商法)	20日間

- ※1 キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む
- ※2 語学教室、エステ、美容医療、家庭教師、学習塾、パソコン教室、 結婚相手紹介サービスの7業種、関連商品が対象

## クーリング・オフをする時の注意点

- (1) はがき等書面による方法
- 書面は両面コピーをとり、特定記録郵便や簡易書留など、 記録に残る方法で発送しましょう。
- クレジット契約をした場合は、同時にクレジット会社にも 発送しましょう。
- ② 電磁的方法
  - 電磁的方法の代表例としては、電子メール、事業者のウェブサイトに 設けているクーリング・オフ専用フォームなどがあります。
- 契約書面を確認し、クーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が 記載されている場合は、それに従って通知をしてください。
- クーリング・オフを行った電子メールを保存しておきましょう。
- ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームで通知した場合には 画面のスクリーンショットを保存しておきましょう。